

生命保険と遺産相続との関係についての再検討

星野 豊

1. 序——本稿の課題
2. 生命保険と遺産相続に関する現代的問題点
 - (1) 生命保険金受取人と「遺族」の範囲
 - (2) 生命保険金の帰属と「相続財産」
 - (3) 生命保険金に対する課税
3. 信託関係を用いた「遺産の承継」における問題点
4. 生命保険と遺産相続との関係についての再検討

1. 序——本稿の課題

生命保険金は、生命保険契約の定めあるいは法律の規定に基づいて、生命保険金受取人が保険者から直接受領するものであり、被保険者の相続財産を構成するものでないとするのが、現在の通説判例であると考えて差し支えない。しかしながら、生命保険契約が締結される社会的経済的動機について考えれば明らかなおと、圧倒的多数の生命保険契約は、被保険者の資力ないし収入に専ら頼って生活していた近親者にとって、被保険者死亡後の生活保障の重要資金となるものであり、相続に関する紛争の中で、生命保険金の取扱がしばしば問題となることも、決して珍しいことではない。

通説判例の構成に忠実に従えば、生命保険契約はあくまで保険契約者と保険者との間の契約によって重要事項の全てが定められることが原則である以上、一定範囲の近親者に一定範囲の遺産を承継させることを法律によって事実上求めている相続法制に対して、被保険者の遺産承継状況を自在に変化させることが可能となる筈の

ものである¹。しかしながら、仮に上記のとおり、生命保険契約が締結される社会的経済的動機から解釈を出発させるものとするならば、「被保険者の突然の死亡後における近親者の生活保障」という生命保険契約締結の動機ないし目的は、正に現代において相続法制が社会的経済的に目的とするものと一致しているわけであり²、生命保険契約において保険契約者と保険者により合意される生命保険を用いた事実上の「遺産の承継」についても、近親者の生活保障としての実効性の有無ないし程度という観点を、解釈指針として組み入れることが合理的であるとの考え方も、十分説得力があるように思われる。また、現代における生命保険契約は、他の契約関係と社会的に一切無関係に存在しているものではなく、保険契約者が契約締結時に有している資産を合理的に活用してその価値を向上させることを目的とする、一種の投資手段ないし資産運用手段としての機能を有していることも明らかであるから、生命保険契約を用いた「遺産の承継」に関する解釈においては、他の金融関係との比較検討ないし解釈上の均衡を図ることも、必要かつ有益であると考えられる。

本稿は、以上に述べた問題意識を基に、生命保険契約と遺産相続との関係に関する現代的な問題点や、他の金融手段との比較検討を通じて、生命保険と遺産相続との関係に係る解釈基準について、再検討を試みようとするものである。

以下では、まず、ごく最近の裁判例を素材として、生命保険契約と遺産相続との関係において争われている現代的課題を概観し（2（1）～（3））、次いで、生命

- 1 もっとも、現行の相続法制においても、被相続人が自己の財産の死後における配分について、遺言により自由に定めることができることが理論上の原則であり、近親者に対する遺産承継を確保することを求めた遺留分減殺請求権についても、その範囲や行使手段に関してかなり多くの制約が課されていることからすれば、本文で述べた生命保険契約による遺産承継における自由度の拡大は、法定相続と比較した場合には顕著であることが明らかであることは疑いないが、遺言による遺産承継と比べて自由度が極度に拡大するものと言えるかは、やや微妙であると言わざるを得ない。しかしながら、理論上の建前としては、遺言による自由な遺産承継の可能性は、法制度上遺留分減殺請求権の存在によって、法定相続人による権利関係との関係を常に念頭に置く必要があることに対し、生命保険契約における契約内容については、契約自由の原則上、全く制約がないことを議論の出発点とするものであるから、生命保険契約に基づく「遺産の承継」は、相続法制の前提とする遺産の承継に関する種々の前提や原則を、根本的に覆すものとなる可能性を有していると考えられることができる。
- 2 相続法制の目的が、いわゆる家制度における家としての財産承継から、個人間の財産承継へと転換し、かつ、伝統的な観点からすれば家にとっての「外来者」である筈の配偶者相続人に対する相続分を時代と共に増加させてきたことからして、被相続人と生活基盤を共にしてきた近親者に対する被相続人死亡後の生活保障にあるとの観点が強くなっていることは、周知のことと思われる。

保険契約と同じく相続法制に基づく遺産承継の配分基準を関係者の意思により根本的に変化させることを可能とする法制度としての信託関係についての議論を、比較対象として検討する（3）。そのうえで、生命保険契約の特徴と遺産相続との関係について改めて理論的観点から考察を加え、今後の解釈の方向性について私見を述べる（4）。

2. 生命保険と遺産相続に関する現代的問題点

（1）生命保険金受取人と「遺族」の範囲

生命保険と遺産相続に関するごく直近の裁判例で争われる点の1つは、生命保険金受取人としての「遺族」の範囲に、果たしてどのような者が含まれるかである。これは契約の文言上の解釈に留まらず、そもそも生命保険金により生活保障を事実上受けることとなる「遺族」の範囲をどのように考えるべきかという、生命保険と相続法制との両者にまたがる前提概念の問題が控えている。

東京地判平成25年5月14日平成24年（ワ）16199号は、原告Xらの父Aが被告Y共済生活組合連合会との間で締結していた個人定期生命共済契約に基づき、Xらが、Yに対し、Aが死亡したことによる死亡共済金の受取人であるとして、その支払を求めた事案である³。

本件共済契約には、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金を受け取るべき者の順位は、共済契約者の配偶者（内縁関係にある者を含む）、共済契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子の順によるとされていた。Aには死亡当時、戸籍上の配偶者はいなかった。AとXの母Bとは、協議離婚の際に、Xらの養育費としてXらが専門学校又は大学を卒業する月まで、毎月末日限り1人につき15万円を支払う旨の条項を含む「協議離婚に伴う養育費支払い等に関する契約公正証書」を作成しており、Xらは、平成23年10月20日到達の書面で、Yに対し、本件共済契約に基づく死亡共済金850万円の支払を請求した。他方、訴外Cは、Yに対し、Aの内縁の配偶者として、平成23年11月10日、本件共済契約に基づく死亡共済金の支払を請求した。なお、本件共済契約の

3 本件に関する評釈は、現在のところ見当たらない。

規約では、共済金の請求書類が全て到着した日の翌日以後30日以内に共済金を支払う旨の規定があった。

Yは、Xらよりも先順位の受取人がいることを理由として、Xらに対して死亡共済金の支払をしない旨通知し、Cに対し、本件共済契約に基づき、未払の共済掛金を相殺し、遅延損害金を付した死亡共済金を支払った。

裁判所は、次のとおり判示して、Xらの請求を棄却した。

「認定事実によれば、CとAは、入籍はしていなかったものの、会社関係者などの知人・友人を呼んで挙式及び披露宴を行って、親しい関係者に対して事実上の夫婦となることを表明したこと、Aは、マンションの管理組合に対してもCを「主婦」として届け出るなど、日常生活において、Cを自己の妻として扱っていたこと、CとAは、平成20年初めころからAが自殺する約1か月前まで、Dマンション、Eマンション、Fマンションと転居しながら同居を継続していたこと、Aは、G社の経営が破綻するまではCに対して2人の生活費を交付していること、Aが出社しない際には、G社の役員は、Cとの間でAの所在を確認していたこと、Aは、本件遺書でもCが自己の妻であると記載していること、Cは、Aの死亡後にAの墓参りをしていることが認められるのであり、これらの事実を総合すれば、CとAの間には内縁関係の実体があったというべきであり、Xらが主張するように、Cが専ら金銭目的でAと交際していたに過ぎないとは認められない。」なお、「Cは、A所有のパソコンに残されていた写真に写っているブラジル人男性と、平成22年初めころから交際をしていたと認められ、性的関係があったことも窺われ、また、深夜外出したり友人と旅行に出ることも度々あったことが認められるが、戸籍上の配偶者が保険事故発生前から第三者と不貞関係にあたり、家庭を顧みない場合であっても、保険約款の定めによって排除されない限りは、死亡保険金の受領資格が失われることはないと同様、内縁の夫婦の一方に不貞行為や夜遊び・外泊があったとしても、内縁関係の解消が認められない限り、内縁の配偶者が死亡保険金の受領資格を失うとは解されない。そして、Aが平成23年夏ころに記載した手紙及び本件遺書の記載内容によれば、Aの側に、Cとの内縁関係を解消する意思がなかったことは明らかであるし、Cも、Aの死亡直前までAやAの経営する会社の役員らと連絡を取り合っていたなどの事情からすれば、Aと内縁関係を解消する意思があったとは認められない。」「以上によれば、A死亡当時、Cは、本件共済契約に基づきXらより先順位の死亡共済金を受け取るべきAの内縁の配偶者であったと認められる。」

本件は、保険契約の約款上、被保険者の内縁配偶者が被保険者の子に優先して保険金を受け取るものとされていたため、当該内縁配偶者に不貞行為の疑い等があった場合に、保険契約上の「内縁配偶者」の地位が失われると考えるべきかが争われたものである。上記のとおり裁判所は、保険金受取人となりうる内縁配偶者に不貞行為等があったとしても、保険約款上これを受取人の地位から排除する旨の規定がない限り、当該内縁関係が破綻しあるいは解消されたと考えられる事情がなければ、内縁配偶者として保険金受取人の地位を失わない旨を判示している。実際、婚姻関係にある夫婦の地位においても、不貞行為は離婚原因となりうるのみで、それ自体が夫婦としての法的地位に影響を及ぼすものとはされていない以上、AとCとが内縁関係にあったか否かは、AとCとの同居関係、結婚の事実を誰に対してどのような形で伝えていたか等、家族法上の解釈基準に基本的に従うべきこととなるであろう。

他方、東京地判平成26年9月26日平成25年（ワ）9622号は、亡Aの相続人である原告Xらが、保険者である被告独立行政法人Yに対し、AとYとの間の終身保険契約に基づく生命保険金及び保険金の請求日の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である⁴。

Aは、平成23年12月9日に死亡したが、本件保険契約の保険金受取人の指定をしていなかった。Aの父Bは昭和31年4月8日に、母Cは昭和55年3月15日に、兄Dは昭和35年1月18日に、それぞれ既に死亡している。Dの子は、Xら及びEであるが、Eは昭和57年9月20日に死亡した。Aの相続人はXらのみであり、Xらが各2分の1の相続分割合によりAを相続した。

本件保険契約に適用される旧簡易生命保険法（昭和24年法律68号。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律102号）附則3条4号、同整備法2条4号により廃止）55条の規定は次のとおりである。

- ①終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約者が保険金受取人を指定しないとき（保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む。）は、次の者を保険金受取人とする。

4 本件に関する評釈は、現在のところ見当たらない。

- 1 被保険者の死亡以外の事由により保険金を支払う場合にあっては、被保険者
 - 2 被保険者の死亡により保険金を支払う場合にあっては、被保険者の遺族
- ②前項第2号の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とする。
- ③胎児たる子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなす。
- ④前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。
- ⑤第2項に規定する遺族が数人あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とする。
- ⑥遺族であって故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したものは、保険金受取人となることができない。

第一審である東京地裁は、次のとおり判示し、Xらの請求を棄却した。

「本件各保険契約において、……保険契約者であるAは、保険金受取人を指定しておらず、旧簡易生命保険法55条1項柱書の「保険契約者が保険金受取人を指定しないとき」に該当することになるから、同項2号により、被保険者であるAの遺族が本件各保険契約の死亡保険金受取人となる。」「ところで、Xらは、いずれもAの姪であり、被保険者であるAの「配偶者」、「子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」（同条2項）のいずれにも該当しないことは明らかである。また、Xらが、Aの死亡当時、被保険者であるAの「扶助によって生計を維持していた者」（同項）ないし被保険者であるAの「生計を維持していた者」（同項）に該当すると主張立証もない。」「したがって、Xらは、Aの遺族ということではできず、Xらが本件各保険契約の死亡保険金受取人に当たるものと認めることはできない。」

「Xらは、本件各保険契約においては、旧簡易生命保険法55条の適用はなく、一般法である民法の適用により、Xらが死亡保険金受取人となる旨主張するが、以下のとおり、かかる主張は独自の見解であって採用することはできない。」「Xらは、被保険者及び被保険者の遺族が全く存在しない場合には、一般法である民法が適用され、保険契約者兼被保険者が死亡保険金の受取人になると解釈すべきであり、同人が死亡した場合には、同人の相続人が保険金受取人たる地位を相続することができる旨主張」する。「しかし、旧簡易生命保険法55条の趣旨は、簡易生命保険が被保険者の生活の安定又は被保険者の死亡後における

遺族の生活の安定を目的として利用されることが一般的であることから、被保険者の死亡により保険金を支払う場合に保険契約者が保険金受取人を指定しないときは、被保険者の遺族が保険金受取人になるとし、これには保険契約者が指定した保険金受取人が死亡し、更に保険金受取人を指定しない場合を含むとして、被保険者の遺族主義を徹底したものと解される。」「そして、旧簡易生命法55条は、被保険者及びその被保険者の遺族が全く存在しない場合を特に除外しておらず、同条1項2号及び2項において、保険金受取人を受けべき者の範囲を、相続人ではなく、類型的に被保険者との間に生前密接な関係があると考えられる配偶者、子、父母等の遺族にあえて限定し、同条5項において保険金を受け取るべき遺族の順位を規定していて、民法の相続の規定にゆだねることなく、保険金受取人の範囲及び順位を規定していることからすると、同条は、被保険者及びその被保険者の遺族が全く存在しない場合にも適用があると解するのが相当である。」「また、上記立法趣旨からすると、死亡保険金は、被保険者の遺族がその固有の権利としてこれを原始取得するものであり、被相続人（被保険者）の相続財産を構成するものではないことは明らかである。」

「Xらは、被保険者及び被保険者の遺族が全く存在しない場合にまで旧簡易生命保険法55条を適用すると、保険契約者、被保険者及びその包括承継人たる相続人の犠牲の下、保険者に不当な利得を与えることになり、明らかに立法趣旨に反する旨主張する。」「しかし、本件各保険契約の保険料はAが支払ってきたものであり、Xらが何らかの出捐をしたわけではない上、……死亡保険金は、受取人である被保険者の遺族がその固有の権利としてこれを原始取得するものであり、被相続人（保険契約者ないし被保険者）の相続財産を構成するものではないのであって、保険契約者、被保険者及びその包括承継人たる相続人はそもそも死亡保険金受取人ではないのであるから、保険契約者、被保険者及びその包括承継人たる相続人に不利益を与えることにはならない。」

「Xらは、相続人であるXらが本件各保険契約の死亡保険金受取人となるのが、Aの意思に沿うものであり、保険契約者の意思を合理的に解釈した旧簡易生命保険法55条の立法趣旨にも合致する旨主張する。」「しかし、Aは、Xらを保険金受取人として指定することができた（同法61条）にもかかわらず、昭和55年3月15日にCが死亡して、遺族（同法55条）に該当する者がいなくなって以降、Aが死亡する平成23年12月9日に至るまで約30年間それをしなかったことに照らすと、AがXらを死亡保険金受取人とする意思を有していたと推測することはできない。」

「Xらは、本件各保険契約について、旧商法676条ないし保険法46条の適用がある旨主張

するが、……本件各保険契約には、旧簡易生命保険法55条の適用があり、旧商法676条ないし保険法46条の適用の余地はないのであるから、上記主張は独自の見解であって採用することはできない。」

「Xらは、旧簡易生命保険制度は、民営化に伴い、生命保険事業を引き継いだ株式会社F生命保険が運営するF生命保険制度に引き継がれており、同制度では、旧商法ないし保険法の適用を前提に、給付事由発生前に死亡保険金の保険金受取人が死亡したときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となるとされているから、旧簡易生命保険制度においても同様に解するべきである旨主張する。」「しかし、郵政民営化の際、旧簡易生命保険法は廃止され（整備法2条4号）、Yは、整備法施行前に効力を生じた旧簡易生命保険契約にかかるG公社の権利義務について承継し（郵政民営化法6条2項、166条）、上記契約に係る業務をF生命に委託したが（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法18条1項）、新たな簡易生命保険の取扱いは行っていない（郵政民営化法6条1項）。他方、F生命が販売する終身保険契約は、生命保険業を営む「郵便保険会社」として設立されたF生命（郵政民営化法5条2項5号）が、生命保険業免許を受けたとみなされた平成19年10月1日（同法130条1項、同法制定附則1条）、普通終身保険普通保険約款を定めて顧客との間で締結しているものであって、旧簡易生命保険契約にかかる制度とは異なるものである。」「したがって、旧簡易生命保険制度が、F生命保険制度に引き継がれているとはいえないのであるから、旧簡易生命保険制度が、F生命保険制度に引き継がれていることを前提とするXらの上記主張を採用することはできない。」

本件は、相続法上の相続人であるXらが、保険約款上の遺族の範疇に該当しないとして、生命保険金受取人の地位を否定された事案である。裁判所は、Xらの請求を棄却するための理由として、旧簡易生命保険法の条文の文言、Aが保険金受取人の指定を行わなかったこと、相続人らがAと生計を同一にし、あるいはAに扶養されていたとの証拠がないこと、旧簡易生命保険法が適用される以上民法、商法、保険法の適用はないこと、民営化された後におけるF生命の保険商品との同一性がないこと等、種々の理由を挙げているが、これは、本件保険契約に対して適用される法律の文言及び本件保険契約に関するAの行為から理論的に演繹している部分と、XらがAとの間で社会的経済的に一体化して生活していた事実がないとの実質的判断基準との部分とが、混在しているといえることができる。

生命保険契約は、締結から保険金の支払いに到るまで、相当長期間にわたること

が珍しくないため、家族関係の変動や近親者死亡等の変化が生じた場合に、逐一当該契約関係の調整を強く意識するかは、やや定かでない面があることは否定できない。従って、ある程度の期間が経過するごとに、契約関係の現状と当該契約内容について変更することが可能である旨を伝えることは、生命保険契約が締結された際における保険契約者の社会的経済的目的を実効的なものとするに与るものと考えられる。もっとも、このような契約内容の確認ないし照会は、保険者の側に大量の契約関係を一括して保存できるデータ管理システムが機能している場合には実施が比較的容易であるが、かかるデータ管理システムが導入される前の時代においては、各生命保険契約の内容確認は、個々の契約ごとに保険契約者の側が管理するものとされており、保険者の側から一括して全ての保険契約者に対して通知を発することが費用その他の面で現実的でなかったことも、背景として無視できないように思われる。

なお、Xらは本件の判断を争って控訴したが、控訴審である東京高判平成27年2月25日平成26年（ネ）5431号も、前記東京地裁とほぼ同様の理由を挙げて、Xらの控訴を棄却している。

（２） 生命保険金の帰属と「相続財産」

生命保険金、あるいは生命保険に関する各種の手続上支払われる金員が、被保険者の相続財産に組み込まれるか否かは、生命保険金と遺産相続との関係における、伝統的かつ代表的な問題点である。本稿の冒頭で述べたとおり、この問題については、生命保険金は生命保険契約上の給付であり、被保険者の相続財産を構成しないとの見解が、通説判例を構成しているわけであるが、相続人の地位が種々の理由により相続法上変動する場合に、かかる地位の変動が生命保険金の帰属に影響を及ぼすことがあるか否かについては、現代でも時として争われることとなる。

例えば、東京地判平成26年1月30日平成25年（ワ）10626号は、交通事故により死亡した亡Aの子である原告Xらが、保険会社である被告Yに対し、法定相続分に応じて、本件保険金の3分の1に相当する額等の各支払を求めた事案である。YはXらが相続を放棄しているとして保険金の支払義務を争ったが、裁判所は次のとおり判示し、Xらの請求を認容している。

「保険金受取人を法定相続人と指定した保険契約は、特段の事情のない限り、被保険者死亡の時に於けるその相続人となるべき法定相続人個人を受取人として指定した、いわゆる他人のためにする保険契約と解するのが相当であるから、その保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に相続人たるべき者が原始的に取得し、保険金請求権は当該法定相続人の固有財産となり、被保険者の財産（相続財産）とはならないものと解するべきである。」
「本件において、Yの主張する事情をもって、上記特段の事情があるものと認めることはできず、Xらが相続放棄をしても、保険金請求権が順次移転し、相続放棄により相続権を取得した法定相続人が保険金請求権を取得することにはならないものと解される。」

また、東京地判平成27年2月10日平成26年（ワ）1458号は、亡Aの遺言執行者である原告Xが、被告保険会社Yに対し、自動車保険（人身傷害保険）契約に基づき、亡Aが交通事故で死亡したことによる保険金5000万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である⁵。

裁判所は、次のとおり判示し、Xの訴えを却下した。

「本件約款は、本件契約の保険金請求権者につき、人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいうとした上、「被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）」及び「被保険者の父母、配偶者または子。ただし、これらの者が賠償義務者に対し法律上の損害賠償請求権を有する場合に限る。」と規定しているところ、本件契約の被保険者は、本件事故によって死亡したAであって、本件事故の賠償義務者に対して法律上の損害賠償請求権を有するAの父母、配偶者及び子は存在しないものと認められる。そして、被保険者が死亡した場合、仮に、被保険者が保険金請求権を取得するとすれば、通常、被保険者の死亡時点で、その保険金請求権が相続財産となり、法定相続人が相続によって取得することになるはずにもかかわらず、本件約款においては、上記のとおり「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人」との文言が取って付加されていることに照らし、本件契約上、被保険者が死亡した場合の保険金請求権者は、被保険者すなわちAの法定相続人であると解釈するのが自然かつ合理的である。」

「この点、Xは、本件契約が人身傷害補償保険であり、人身傷害補償保険が損害保険契約の一種であって、損害保険契約においては、損害を被る被保険者が同時に保険給付請求権者でなければならないことから、被保険者であるAが本件保険金請求権を取得し、その結

5 本件に関する評釈は、現在のところ見当たらない。

果、本件保険金請求権が相続財産に帰属する旨主張する。しかしながら、人身傷害補償保険は、損害保険契約に属するとしても、物ないし財産を保険の対象とするいわゆる物保険ではなく、被保険者の身体を保険の対象としていることから、いわゆる人保険としての性質を有する。そして、人保険の典型である生命保険において、医療特約や入院特約につき、実際の治療費用等を超える保険金の受取りが可能となる定額保険として構成することが許容されており、利得が生じるような契約形態を許さない利得禁止原則が及ばないことに照らせば、同じく人保険である人身傷害補償保険においても、利得が生じるような契約も違法ではないと解すべきである。そうすると、実際に損害を被った被保険者以外の者に利得を生じさせる契約、すなわち、そのような者に保険金を取得させる契約が、論理必然的に許されないわけではないと解すべきであって、Xの上記主張を採用することはできない。」

「また、Xは、本件において、A死亡時の法定相続人は、いずれも遺留分権利者ではなく、かつ、AがBに対して本件遺言書に係る遺贈をしていることから、Aが法定相続人に本件保険金請求権を原始取得させることを望んだと解するのは不合理であるとして、上記法定相続人らが本件保険金請求権を取得しない旨主張する。しかしながら、他方、保険金請求権が相続財産となれば、被相続人である保険契約者の債権者がこれを引当財産として執行することが可能となる場所、一般的な保険契約者としては、そのような事態に陥るよりは、相続人に取得させることを望むのが通常であると考えることができ、本件約款も、そのような保険契約者の合理的な意思を考慮して定められたものと解する余地がある。しかも、本件では、……Aが保険金請求権者につき「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人」と付記された本件約款を含む本件契約を締結したのが平成22年1月10日であり、本件遺言書の作成日付が平成23年11月30日であることから、Aの意思を重視するとしても、本件契約締結時点において、本件保険金請求権を法定相続人ではなくBに帰属させる意思であったかどうかは不明であるといわざるを得ない。したがって、Xの上記主張を採用することはできない。」

「さらに、Xは、相続人原始取得説の場合、相続人のうち1人でも保険金請求権を行使しない者が現れば、同請求権を行使したい他の相続人も請求できなくなるという結論になり、極めて不合理である旨など主張する。しかしながら、仮に、相続人承継取得説に立ったとしても、被相続人が遺贈をしなかったような場合には、同様の事態が生じ得るといふべきであって、その立場が必ずしも合理的であるとはいえない。しかも、既に検討したとおり、Aが本件契約を締結した時点で本件遺言書ははまだ作成されていなかったと考えられ、Aにおいて上記のような事態を避けようという意思があったのか否かは不明であるか

ら、相続人承継取得説に立った解決がAの意思を実現する最適な方法であると断じることができない。したがって、Xの上記主張を採用することはできない。」

「以上によれば、……本件保険金請求権は、Aの法定相続人に帰属し、同人の相続財産を構成しないものと認めるのが相当である。」

他方、本件「約款の規定に照らせば、本件契約は、被保険者が不特定であるという特性に基づき、保険契約者が本件契約締結時に具体的な人物を保険金請求権者として指定したり、本件契約締結後に保険金請求権者を特定の人物に変更したりすることを予定していないと解すべきである。」「そうすると、本件契約において、Aが遺言によって保険金請求権者を変更することはできないというべきであるから、Xの予備的主張も採用することはできない。」

「以上によれば、本件保険金請求権がAの相続財産を構成するとは認められず、同人の遺言によって本件保険金請求権を行使できる者がBに変更されたとも認められない。」「したがって、Aの遺言執行者であるXにつき本件訴えの当事者適格を認めることはできず、本件訴えは不適法である。」

以上の裁判例から明らかなおり、生命保険と遺産相続に関する原則論としては、生命保険契約に関する各種の給付は、被保険者の相続人に直接帰属すべきものとなり、相続法上の相続人の地位の変動と異なるものとなりうるわけであるが、事案によっては、生命保険契約の締結に到った事情から解釈して、保険金の帰属が上記原則と異なるものとされる場合もある。

大阪地判平成25年4月16日平成22年(ワ)17771号・平成23年(ワ)7060号、及び、その控訴審である大阪高判平成25年9月20日平成25年(ネ)1661号・平成25年(ネ)2147号は、Aの相続人である原告Xらが、被告Y社の取締役であったAが在職中に死亡したことから、Yが契約したAを被保険者とする生命保険の保険金6000万円がAの死亡退職弔慰金であるとして、Yに対してXらの法定相続分の割合に応じた支払及び各遅延損害金を請求した事案である⁶。

6 本件については、このほか、Aの子である原告Zが、Aが保有していたY株式2万8200株を相続したとして、Yに対し、株主権の確認、株主名簿の名義書換を請求したほか、Zへの招集通知を欠いたとして、平成23年6月17日開催及び平成24年6月26日開催の各株主総会の決議の取消を求めた事案が併合されている。なお、本件に関する評釈としては、第一審について、潘阿憲・ジュリ1471号112頁、岩田合同法律事務所・新商事判例便覧3098号（旬刊商事法務2028号）、吉田正之・金商1455号2頁、河津博史・銀行法務784号89頁、河津博史・銀行法務772号61頁が、控訴審について、潘阿憲・ジュリ1471号112頁、宗

第一審である大阪地裁は、次のように判示し、Xらの保険金請求を斥けた。

「Xは、Aから、Yにおいて生命保険を掛けており、死亡した場合にはその保険金がもらえると聞いている旨供述する。」「しかし、会社において、役員を被保険者として生命保険契約をするのは、保険料を損金とした上で解約返戻金の形でまとまった金額の金員を取得できるという節税を兼ねた貯蓄目的、退職慰労金の資金目的、当該役員を欠くことによる信用不安が生じた場合の資金繰り目的などが並存しているのが通常であるが、本件保険契約に保険金を遺族に引き渡すなどの内容の付保規程があったことを認めるに足りる証拠がなく、Yにおいて、通常と異なる目的を有していたことを認めるに足りる証拠はない。これに加え、Yが、本件生命保険契約のために、保険料として1878万4537円を支払っていること、[Aの父でありYの創業者である]Bの死亡退職慰労金が3500万円にとどまること……を併せて考えると、Aは、本件保険契約締結に当たって平成15年改正前の商法674条1項本文に基づく同意をしていると考えられるが、その際に、Yとの間で、Yに保険料を全額負担させ、Bより高額の6000万円もの保険金全額を退職慰労金とするとの合意をしたとは考えがたい。」

「以上によれば、Xの供述をもって、本件合意が成立したと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない」から、「株主総会において決議された1001万2200円の退職慰労金請求権が発生するにとどまる。」

また、控訴審である大阪高裁も、Xらの控訴審での主張に対して次のように判示し、Xらの控訴を棄却した。

「Xらは、原判決が本件保険契約に節税を兼ねた貯蓄目的があったと認めることは、他人の生命の保険契約について定めた保険法38条（旧商法674条1項）が、被保険者の同意を保険契約の効力発生要件とする趣旨に反すると主張する。しかし、被保険者の死亡を前提としない解約返戻金に関してこのような目的があったか否かは事実認定の問題なのであり、これを認定してはならないというものではない。しかも、上記目的の併存を否定したとして、それにより本件合意が成立したことが認められるものでもない。」「また、Xらは、Aが冷遇されていたことからすれば、本件保険契約に当該役員を欠くことによる信用不安が

宮英俊・NBL1033号61頁、鈴木隆元・リマークス50号98頁、土岐孝宏・法セミ716号117頁がある。

生じた場合の資金繰り目的があったとは考えられないと主張するが、そもそも冷遇の事実自体裏付けに乏しいことは上記のとおりである上、本件保険契約の締結は昭和54年及び昭和57年であり……、XらがAの冷遇が始まったとするBの死亡（平成9年）よりはるかに前のことなのであるから、採用の余地はない。」

「Xらは、Bの死亡退職慰労金が3500万円にとどまるとしても、Bの場合は保険契約が存在しなかったのであるから、Aの遺族が受け取る死亡退職金又は弔慰金が6000万円となるとしても何ら合理性や公平性を欠くことにはならないと主張するが、たまたま多額の生命保険契約の被保険者となっていたために、Aの遺族が、創業者であるBをはるかに超える死亡退職金又は弔慰金を受領することが当事者の合理的意思に合致するとは考えられない。」「Xらは、Aは、Yにおける過重な労働の結果体調を崩したとして、Bより多額の死亡退職金又は弔慰金の受領を正当化する事由とするが、そのような事実を裏付けるに足る証拠はないとともに、これらも本件保険契約締結後の事情にすぎない。」

「Xらは、仮に本件合意が存在しなかったとしても、被保険者の同意を他人の生命の保険の効力要件とする法の趣旨からすれば、保険金の全部又は相当部分を死亡退職金又は弔慰金としてXらに支払う限りにおいて、本件保険契約を有効と解するべきであると主張する。しかし、保険法が、他人の生命の保険については、被保険者の同意を求めることでその適正な運用を図ることとし、保険金額に見合う被保険利益の裏付けを要求するような規制を採用していないことに鑑みれば（最高裁平成18年4月11日第3小法廷判決・民集60巻4号1387頁）、Xらの主張は採用できない。」

本件は、会社が契約した役員を被保険者とする生命保険契約に関する生命保険金の帰属について、遺族と会社との間で紛争が生じた事案である。本件生命保険契約は、もともと会社が保険料を負担して役員を被保険者とするものであり、Aが自ら保険料を負担することなく会社の費用とリスクとでXらの生活保障に充てるためのものとしたとは、やや考えがたい部分がある。従って、本件生命保険契約は、大阪地裁及び大阪高裁がそれぞれ判示するとおり、会社の都合により会社の節税対策等のために締結されたものと考えらるべきであり、XらとYとの間で本件生命保険契約につき特段の合意がない以上、Aが被保険者であるとの一事を以て、Xらが保険金受取人の地位を取得するとは、言えないように思われる。

他方、東京地判平成25年9月27日平成24年（ワ）25443号は、亡Aの法定相続人

である原告 X らが、被告 Y 保険会社に対し、A が Y との間で締結していた保険契約の失効返戻金の受取人は X らであって、X らは同失効返戻金の支払請求権を原始取得したと主張して、それぞれ、同失効返戻金を法定相続人の数で除した額の支払を求めたところ、Y が、同失効返戻金は A の相続財産に帰属するものであり、X らは相続を放棄したため同失効返戻金の支払請求権を有しない、と主張して争った事案である⁷。

裁判所は、次のとおり判示し、X らの請求を棄却した。

「本件保険契約においては、失効返戻金の支払額は、保険期間中に支払われる基本給付金のうち未払のものの現価とすることが定められているところ、同基本給付金とは、中途返戻金及び満期返戻金の総称であること、年金払積立傷害保険における中途返戻金及び満期返戻金は、いずれも、保険期間中の一定期間に保険金額の全額を支払う保険事故が発生しなかった場合に、積立保険料部分の返戻として支払われるものであることが認められる。そうすると、契約上特段の定めがない限り、保険料の支払義務者すなわち保険契約者が、その支払請求権者となり、また、本件保険契約の失効時に保険契約者が死亡していた場合、保険契約者の相続人がその支払請求権を相続により承継取得することとなる。」「しかし、契約により、これと異なる定めをすることは可能であるところ、Y の取り扱う年金払積立傷害保険においても、Y と保険契約者との間で、保険契約者と異なる者が給付金受取人として基本給付金の支払請求権を有することとなる旨の合意をすることが可能となっている。また、本件約款には、Y は、給付金受取人の法定相続人に失効返戻金を支払う旨の記載がある」「もっとも、保険契約者と異なる者が基本給付金又は失効返戻金の支払請求権を有することとなる場合については、複数の法律上の原因が考えられるから、本件保険契約において、給付金受取人又はその相続人がどのような法律上の原因に基づき上記支払請求権を有することとなるのかについては、本件約款によって表示される当事者間の合理的意思を解釈する必要がある。」

本件保険契約約款の定めによれば、「本件約款においては、基本給付金の支払請求権及び失効返戻金の支払請求権は、保険契約の効力発生と同時に、保険契約者が自己の権利として（条件付ではあるものの）取得するが、給付金受取人の指定がされている場合には、保険契約の効力発生後の日（給付金支払開始日又は同日以後で給付金受取人が指定された日）に、給付金受取人が保険契約者から本件保険契約に基づく他の一切の権利義務とともに承

7 本件に関する評釈は、現在のところ見当たらない。

継取得することと定められているのであって、保険契約者又は給付金受取人が死亡した場合におけるその相続人の権利取得をこれと別異に解すべき事情は……見当たらない。」「以上より、本件約款によって表示される当事者間の合理的意思を解釈すれば、AとYは、本件保険契約において、給付金支払開始日以後に給付金受取人が死亡した場合には、その法定相続人は、民法の規定により、原則として、相続により給付金受取人から本件保険契約に基づく一切の権利義務を承継取得するため失効返戻金の支払請求権を有することとなる旨を定めたと解すべきであり、本件約款……の記載は、この事理を注意的に記載したものと解するのが合理的である。」

本件は、生命保険契約の失効返戻金の帰属に関して、保険契約約款の定めにより、返戻金が保険契約者の相続財産に帰属する旨が定められていると認定された事案である。上記のとおり裁判所は、本件生命保険契約上、失効返戻金については保険契約者ないしはその相続人に支払われるべきものであり、Xらは相続を放棄した以上、返戻金の支払を請求できないと判示している。生命保険金と異なり、失効返戻金については、生命保険契約上の効果が生じなかったため、契約当初の状況に戻すことを目的として支払われるものであるから、保険契約者が死亡している場合には、その相続財産に帰属するとの判断は、生命保険金の帰属に関する解釈との均衡からも、合理的であると考えられる。

（3） 生命保険金に対する課税

生命保険金に対する課税関係は、全ての財産を経済的利益として一律に考慮し直す租税法の基本的前提からして、生命保険金の法律ないし約款の規定とは異なる規律が、租税関連法規によって行われている。従って、裁判例で争われるのは、特定の生命保険契約に関する課税標準としての価値算定に関する技術的な側面が多くなるわけであり⁸、本稿の目的である生命保険と遺産相続との関係についてはやや異質な規律となるものであるため、本稿の目的と若干関連する事案をごく簡単に検討するに留めることとしたい。

大阪地判平成25年12月12日平成24年（行ウ）280号は、死亡共済金が相続税法9

8 最近の裁判例として、東京地判平成25年12月19日平成24年（行ウ）339号、及び控訴審である東京高判平成26年9月11日平成26年（行コ）10号、東京地判平成26年3月7日平成24年（行ウ）313号、及び控訴審である東京高判平成26年9月24日平成26年（行コ）145号・211号がある。

条のみなし相続財産に当たらないとして、次のように判示している⁹。

「本件共済制度に基づく死亡共済金は会員の相互扶助を目的とする各種共済金の1つであって、会員がAに納付する負担金も死亡共済金に関して個別に支払うのではなく、その金額は全ての共済金の受給資格に関するものとして一定とされ、共済金の額も会員が支払った負担金の額とは全く連動しない一定の額とされているのであり、退会の際は原則として返還されないとするのであるから、負担金の納付と死亡共済金の受給との間に贈与と同視するに足る程度の法的な因果関係があるものとは認められない。」

「これに対し、Xは、Aの遺族年金の受給権については、贈与財産として課税されていることから、同種の受給権である本件共済制度に基づく死亡共済金についても同様と解すべきであるとも主張するが、証拠及び弁論の全趣旨によれば、Aが会員に提供している医師年金は、会員が積み立てた保険料等をその積み立てた額に応じて当該会員が自ら受け取る積立型の私的年金であり、会員が65歳に到達した場合に当該会員に対して支給される養老年金も基本的にはそれまでに払い込んだ保険料が支給されることとされ、遺族年金の額も、会員が養老年金受給前であれば基本的には会員による払込済保険料と利息相当額が支給され、養老年金受給開始後であれば養老年金の保証期間の残余給付期間に係る年金と同額が支給されることとなっていると認められるのであるから、本件共済制度に基づく死亡共済金とは、負担金（保険料）と共済金（年金）の間に認められる因果関係において質的な違いがあるというべきであり、同様に論ずることはできない。」

本件は、相続税法9条にいうのみなし相続財産となるか否かの解釈に関して、保険料と保険給付との実質的な対価性を基準とし、会員が支払った負担金と死亡共済給付金との間に規約上の連動関係がないとして、他の年金制度との比較検討をしつつ、Xの主張を退けている。保険給付が保険契約上の効果であるというための要件として、日本の契約関係において実質的な対価性が必要とされるか否かについては、理論上は議論のありうるところであるが、本件は保険給付に対する課税関係の解釈にかかるものであり、課税を行うための利益と費用との関係として、実質的な対価関係が負担と給付との間に必要となるものとの判断が導かれたものと考えて差し支えない。なお、控訴審である大阪高判平成26年6月18日平成26年（行コ）6号

9 本件に関する評釈は、現在のところ見当たらない。

も、同旨の判断を下している。

これまでの裁判例の検討からすると、裁判所は、理論上の原則であるところの、生命保険関係はあくまで当事者間の契約であり、家族関係上の規律をも目的とする相続法制とはなお一線を画するものであると考えている可能性が高い。実際、具体的に締結される生命保険契約が、仮に近親者に対する遺産の承継を目的として締結されていた場合であっても、かかる契約の目的は、法律ないし公序良俗に反するものでない限り、生命保険契約当事者の意思として尊重される筈であるから、現実の局面で契約としての原則論と相続法制とが衝突する局面とは要するに、相続法制と異なる保険金の配分を、生命保険契約当事者が行った場合か、あるいは、契約当事者が状況の変化に伴って必要とされる契約条項の変更手続をとらなかったために契約の効果と相続法制との差異が生じた場合か、いずれかである可能性が高いと考えられるところ、生命保険契約が契約であるとする原則論を出発点とする限り、当該生命保険契約当事者の近親者間における相続としての財産配分に関する妥当性や衡平性は、あくまで当該生命保険契約における事実上の目的や当事者の意思を解釈するに際しての参考事情の1つに留まるものであり、契約の解釈としての結論が、相続法制の前提ないし基盤とする結論と相違する場合には、契約としての解釈を優先させて考えることは、むしろ妥当であるといえることができる。

もっとも、生命保険契約の解釈として、契約当事者の意思解釈を行う場合に、当該生命保険契約の締結された社会的経済的動機を完全に無視して、当該契約の文言のみに依拠した解釈を行うことも、妥当でない場合が少なからず生ずることは明らかである。また、特に第2次大戦後において、それまでの家族関係が大幅に構造変化を生じさせたことを考慮したとしても、現行相続法制が事実上前提とする家族関係は、なお家族としての一体性のある集団として位置づけるものと考えられるべきであるから¹⁰、生命保険契約が締結されるに至った具体的事情の中に、当該生命保険

10 家族関係の中でも、特に夫婦関係については、建前として個人の意思の尊重が強調される傾向があるが、一旦形成された夫婦関係が一方の意思のみでは法律上終了しないこと、また、完全に個人対個人の関係として夫婦関係を形成しようとするのが、社会の平均的な観点からすると極めて強い違和感を生じさせる可能性があることからすると、家族関係の本質的特徴は、現行法制の下においてもなお、家族を以て人的集団として位置づけるものと考えられるべきである。このような家族の本質に関する検討を行ったものとして、星野豊「いわゆるパートナー婚解消訴訟について（1）（2・完）」筑波法政39号57頁（2005年）、同40号77頁（2006年）参照。

契約の当事者に関する財産承継の合理性と衡平性が折り込まれていると考えることは、解釈として妥当と言うべきである。

このように考えると、保険契約者の意思と被保険者からの実質的な「遺産の承継」が、社会的経済的にも妥当と評価されるべき解釈を可能な限り試みることは、生命保険契約の解釈にとって必要不可欠と言うべきであるし、かかる解釈においては、現行相続法制との関係で最も現実的な問題となる点に対して、当該生命保険契約の当事者がどのような態度を以て臨んでいるかを、冷静に観察することが必要である。例えば、被保険者の事実上の生活関係における共同生活者と、戸籍上の近親者との利害調整については、生命保険契約の当事者が、現行相続法制と異なる財産の配分を意図して契約を締結したと考えることの合理性と、相続法制の下で近親者に期待することが許される範囲における財産承継の妥当性との均衡を、個々の局面ごとに考えることが、必要となると思われる。なお、かかる解釈に際しては、生命保険契約が比較的長期間にわたる契約関係であることからして、契約締結の背後にある諸事情が、関係当事者の予測を超えて大きく変化する可能性があること、従って、契約締結当時における契約当事者の意思を、保険事故発生時における関係者間の利害調整に対してどこまで適用することが妥当であるかという点に、注意を払うことが必要である。特に、生命保険契約の当事者が、契約締結当時の諸事情を前提として契約関係を締結したことを解釈の大前提とすべきか、あるいは、生命保険契約が有効に成立存続していること、関係する諸事情の変化について、当該契約関係を変更する権限が誰に与えられていたか、さらに、かかる権限の行使を促す契機が関係者あるいは第三者によって生じた事実があったか否か等、諸般の事情を総合的に考慮して、当該生命保険契約の効力を具体的結論にかかわらず肯定すべきかについて、慎重に解釈を行うことが必要である。

3. 信託関係を用いた「遺産の承継」における問題点

委託者の財産を信託財産とし、受益者に信託関係上の利益を享受させる方法は、委託者が信託関係形成後死亡した場合においては、委託者の財産を受益者に対して承継させることと、社会的経済的に実質的に同一の効果をもたらすこととなる。また、信託関係の形成を委託者の遺言によって行う遺言信託においては、委託者の遺言により委託者の財産が信託財産となって受益者がその利益を享受することを可能

とさせるものであるから、社会的経済的には、遺産の承継とほとんど同一の効果を持つものとなる。

しかしながら、生命保険による実質的な「遺産の承継」、あるいは、相続法制上の遺産の承継と比較して、信託関係を用いて行われる実質的な「遺産の承継」には、次のような特徴と問題点があるといえることができる。

第1に、信託関係の形成は、基本的には委託者の意思によって定まるものであり¹¹、委託者の意思により自由に形成される信託関係の構成要素としては、受益者を誰とするかはもとより、当該信託関係の形成によって成立する受益権の内容も含まれてくることとなる。従って、信託関係の形成により「遺産を承継」が行われる場合には、委託者の意図した近親者に対して、相続法制に則って財産の配分が行われる場合のみならず¹²、委託者が推定相続人に対して遺産承継を事実上行わせないために、信託関係の形成により成立する財産の内容を実質的に変容させたり、受益権の行使ないし譲渡等に対して制約を加えたりすることも、委託者の意思に基づいて行うことが可能となってくる¹³。要するに、信託関係の形成による「遺産の承継」においては、委託者による財産権の行使の自由度が理論上極限まで拡大するために、そもそも「遺産の承継」を行わせない効果を生じさせることまでが可能となる

11 信託契約の成立については、委託者と受託者との合意が必要であり、遺言信託は委託者の意思のみで成立した後、受託者による引受が別途必要とされているが、いずれの場合でも、委託者の意思は形成される信託関係の内容に必ず反映されることとなる。

12 なお、近親者に対して遺産承継を行うために敢えて信託関係を形成させることの動機としては、現行の税制上、委託者から受益者に対して贈与ないし遺贈があったものとみなして課税される構造となっていることから、実質的な遺産の承継者を受託者でなく管理権限を有する「受託者」とし、受託者から将来財産の承継を受けることを期待されている者を「受益者」とすることによって、本来であれば2回行われる筈である贈与税ないし相続税の課税を1回限りに抑え、本来の遺産承継者である筈の「受託者」については、信託関係の管理者としての「報酬」を信託財産から支払い、その報酬に対する所得税のみを納付することで、課税される合計金額を圧縮しようとするのが、最も著名なものである。なお、このような手法のさらなる応用として、信託関係の形成時に受益者が現存していない場合でも、信託関係が有効に成立することを利用して、将来の一定時期までに受益者が確定することを条件として信託関係を形成させ、直近における「遺産承継者」については、全て受託者ないし交代を受けた受託者とするのが考えられるが、これに対しては、現行法上、受益者が不確定の信託関係については信託財産に課税されることとなっているため、実務上の利便性がそれ程高くない。

13 典型的な局面としては、いわゆる「後継ぎ遺贈」と同一の効果を持つ信託関係の形成が、信託法上は必ずしも無効とされないことを、どのように考えるべきか、という問題がある。裁判例として、最判昭和58年3月18日昭和55年(オ)973号、家月36巻3号143頁。分析として、星野豊『信託法』23頁以下(2011年、信山社)、星野豊『信託法理論の形成と応用』202頁以下(2004年、信山社)参照。

わけであり、このような効果をもたらす法律関係を形成させること自体の妥当性が、少なくとも相続法制上は問題とされる可能性が生ずることとなる¹⁴。

第2に、仮に委託者により受益権の内容や権利行使の内容に制限等が課されていない場合でも、信託関係の形成によって「遺産の承継」を受けた者が複数存在する場合には、かかる承継者相互間の法律関係や、受益権の行使の具体的態様について、信託目的との関係で、果たして相続法制上の解釈と同一の相互関係ないし権利行使ができるか否かが問題となる。これは、信託財産の経済的価値が常時変動し続けていることを前提とする資産運用を目的とする信託関係において、どの時点における信託財産の「価額」を以て承継される遺産の「価額」と考えるかという局面で必ず解釈が必要となり、かつ、利害関係者が複数存在する場合には、個々の関係者における権利行使が単独で可能となる時はいつからか、という点についても、解釈が必要となるものである。

ごく最近の最高裁判例として、最判平成26年2月25日平成23年（受）2250号民集68巻2号173頁は、委託者指図型の投資信託受益権が共同相続された場合における受益権の共同相続人間の帰属について、次のように判示している。

「本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載3及び4の投資信託受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照ら

14 但し、本文中で摘示した点が問題として議論されざるを得ないのは、あくまで相続法制の観点からのみであり、信託法上は、これに対する規制が存在しないわけであるから、信託法上有効である関係に対して、相続法制上妥当性を否定されるべき理由を考えることは、どちらか一方の法制度が他の制度に対して優位に立つ関係にない以上、意外に難しいものである。むしろ、これまでの法制度の「発展」の過程においては、非典型担保等の諸制度の形成を見れば明らかとなっており、既存の法制度で実現できない法律効果を他の法律関係の形成により実務上達成することが、必ずしも否定されているわけではなく、中には、このように形成応用された法律関係が、新たな法制度として既存の法体系に組み込まれる場合すら存在している。そうすると、ある法制度により実現できないことの解釈を、改めて当該制度の存在意義の基盤にまで立ち還って解釈しない限り、信託関係の形成により実現できる法律効果の妥当性を論ずることは、法体系全体の発展という一般論の前では、やや説得力が弱くなることが否定できないように思われる。

せば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」「また、本件投信受益権のうち、本件有価証券目録記載5の投資信託受益権は、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権であるところ、外国投資信託は、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり（投資信託及び投資法人に関する法律2条22項）、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、上記投資信託受益権についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである。」

また、かかる信託受益権の一部が配当等により分割可能な金銭等に転換した後における共同相続人間の権利の帰属について、最判平成26年12月12日平成24年（受）2675号は、次のように判示している。

「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁平成23年（受）2250号同26年2月25日第3小法廷判決・民集68巻2号173頁参照）。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである。」

これらの最高裁判例は、分割可能な財産が共同相続人に相続された場合に、可能な限り相続分に応じて分割されて各相続人に帰属するとする、相続法上の判例の例外を構成するものであり、その根拠として挙げられている点が、信託関係の形成によって成立している受益権の内容と、信託関係の目的との関係であることは明らかである。要するに、信託関係は、特定の財産について、財産権の帰属や行使に関する一般原則から離れ、信託目的に従って拘束するという点を本質的特徴とする法律

関係であることから¹⁵、「遺産の承継」を事実上達成させる場合であっても、その具体的な解釈において、信託目的や受益権の内容との整合を解釈上図るの必要があり、相続法制における解釈の一般論に必ずしも合致しない側面が生じてくることとなるわけである。

以上の検討から、生命保険契約と信託関係を比較検討してみると、両者は共に財産保持者の死後における財産の承継に関して、現行相続法制と異なる規律を契約ないし意思によって可能とさせる法律上の手法としての共通性を持つものであるが、その理論的な本質の部分において、相当の差異があることも明らかである。すなわち、信託関係は、信託財産を信託目的によって拘束し、当該信託関係を形成させた信託関係当事者のその後における意思よりも、信託目的から導かれる解釈の方を優先させて、現行相続法制の下では実現できない効果を達成させる可能性のあるのに対し、生命保険契約はあくまで現行法体系が前提とする経済的価値の体系に忠実に従い、被保険者の急な死亡という予測外かつ突発的な状況における、関係者の当座の生活保障を含めた円滑な「遺産の承継」を企図するものということができる。そうすると、信託関係が、現行相続法制の前提とする世界観や秩序を根底から覆す可能性を有していると考えられるのに対し、現行法体系における相続法制と生命保険契約との関係については、生命保険契約が現行相続法制の予定する世界観や秩序を根底から覆すものと考えすることは必ずしも妥当であるとは言えず、むしろ、両制度が前提とする家族関係像については基本的に合致していると考えていくことが、生命保険契約の解釈としても合理的であると考えられる。

4. 生命保険と遺産相続との関係についての再検討

これまでの分析検討を通じて、生命保険と遺産相続との関係についての解釈に際しては、少なくとも次のことが言えるように思われる。

まず第1に、理論上の原則としては、生命保険関係はあくまで当事者間の契約であって、家族関係上の規律をも目的とする相続法制とはなお一線を画するものであ

15 信託関係のかかる本質的特徴についての考察については、星野豊『信託法』（信山社、2011年）参照。なお、かかる本質的特徴の形成と応用とについて、日本の信託法制の母法まで遡って研究したものとして、星野豊『信託法論の形成と応用』（信山社、2004年）参照。

る以上、生命保険契約が事実上近親者に対する遺産の承継を目的として締結されている場合でも、かかる事実上の目的は、当該生命保険契約における当事者の意思を解釈するに際してあくまで参考事情としての1つに留まるものであり、契約の解釈としての結論が、相続法制の前提ないし基盤とする結論と相違する場合には、契約としての解釈を優先させて考えるべきである。

しかしながら第2に、生命保険契約に関する当事者の意思解釈において、当該生命保険契約の締結された社会的経済的動機を無視した解釈もまた妥当ではなく、現行相続法制の前提とする家族関係像をも尊重しつつ、当該生命保険契約が締結されるに到った具体的事情を十分考慮して、保険契約者の意思と被保険者からの実質的な「遺産の承継」が、社会的経済的にも妥当と評価されるべき解釈を可能な限り試みることも、必要不可欠と言うべきである。その際、現行相続法制との関係で最も現実的な問題点として挙げられるものは、被保険者の事実上の生活関係における共同生活者と、戸籍上の近親者との利害調整であり、生命保険契約が比較的長期間にわたる契約関係であることから、契約締結の背後にある諸事情が、関係当事者の予測を超えて大きく変化する可能性がある点に、注意を払うことが必要である。なお、この場合、保険契約者が、契約締結当時の諸事情を前提として契約関係を締結したことを解釈の大前提とすべきか、あるいは、生命保険契約が有効に成立存続していること、関係する諸事情の変化について、当該契約関係を変更する権限が誰に与えられていたかを考慮して、当該生命保険契約の効力を具体的結論にかかわらず原則として肯定すべきかについては、なお検討ないし議論が必要である。

他方で第3に、生命保険契約と信託関係とを比較検討してみると、信託関係が信託目的によって信託財産を拘束し、当該信託関係を形成させた信託関係当事者のその後における意思よりも、信託目的から導かれる解釈の方を優先させて、現行相続法制の下では実現できない効果をも場合によっては達成させる可能性があるのに対し、生命保険契約はあくまで現行法体系が前提とする経済的価値の体系に忠実に従い、被保険者の急な死亡という予測外かつ突発的な状況における、関係者の当座の生活保障を含めた円滑な「遺産の承継」を企図するものということができる。このようなことからすると、現行法体系における相続法制と生命保険契約との関係についても、両制度が前提とする家族像は基本的に合致していると考えていくことが、解釈として合理的である。

以上のとおり、生命保険契約と遺産相続との関係については、どの観点から解釈

を出発させるかによって、その方向性が大きく異なるものとなり、この方向性の違いは、最終的には、現行相続法制の前提とする家族像のあり方や、人の生活関係における財産の利用形態とその承継のあり方、さらには、法体系の中における「財産」の概念それ自体とそれに対する関係当事者の権利関係のあり方についてまで、大きく影響を及ぼす可能性があるということが出来る。従って、本稿における分析検討のみでは、生命保険と遺産相続との相互関係についての解釈の方向性が未だ定まらないことは明らかであり、今後さらに多様な観点から、両制度の関係について、考察を重ねていくこととしたい。

（終）

（人文社会系准教授）

